

企業会計基準等における「廃止」についての考え方

2022年1月

企業会計基準委員会

本文書は、公表された企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告（以下「企業会計基準等」という。）における「廃止」についての考え方と、今後の対応を示すものである。

I. 企業会計基準等における記載と本文書の公表の経緯

企業会計基準等では、主に適用時期等の記載箇所に「廃止」の文言を記載することがあり、例えば以下のように他の企業会計基準等を廃止することを定めている。

適用時期等

- X1. 本会計基準は、20XX年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
- X2. 第X1項の適用により、次の企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告は廃止する。
 - (1) 企業会計基準第XX号「×××に関する会計基準」
 - (2) 企業会計基準適用指針XX号「×××に関する会計基準の適用指針」
 - (3) 実務対応報告第XX号「×××に関する実務上の取扱い」

これまで、「廃止」した企業会計基準等について、公益財団法人 財務会計基準機構（以下、「財務会計基準機構」という。）のホームページの「公表した会計基準」から当該企業会計基準等を削除してきたことから、上記のように定められた企業会計基準等はどの時点をもって廃止されるのかとの問合せが当委員会の事務局に寄せられた。本文書は、企業会計基準等の「廃止」の意味を明確化することを目的として公表するものである。

II. 企業会計基準等における「廃止」の意味

点線枠内の「廃止」の文言が意味するところは、第X1項で記載した企業会計基準の適用をもって、これまで適用していた第X2項の(1)から(3)に記載される企業会計基準等を適用できないようにするというものである。言い換えれば、企業は、新たな企業会計基準等の適用により、従来の企業会計基準等を適用しないという、企業会計基準等の適用関係を明らかにすることを意図している。

なお、過年度の財務諸表について誤謬の修正再表示を行う場合、当該過年度の財務諸表の作成に当たっては、当該過年度において適用することとされていた企業会計基準等を適用することになるため、過年度の財務諸表には「廃止」された企業会計基準等を適用することになる。

企業会計基準等の「廃止」に伴い、財務会計基準機構のホームページの「公表した会計基準」から当該企業会計基準等を削除することと、企業会計基準等の適用関係については、直接的な関係性を有するものではなく、企業会計基準等における「廃止」の記載は、特定の時点をもって公表した他の企業会計基準等を削除することを意図したものではない。

III. 今後の対応

上述のように、新たな企業会計基準等において、他の企業会計基準等を「廃止」する旨の記載については、企業会計基準等の適用関係を明らかにすることを意図したものであり、今後新たに開発又は改正する企業会計基準等においては、「廃止」という用語を用いないこととし、適用関係を明確に記載することとする。

また、財務会計基準機構のホームページの掲載について、「適用が終了した会計基準等」として、これまで「廃止」に伴い削除していた企業会計基準等も含めて、掲載することとする。

以 上